

士幌町町有林Ｊークレジット創出事業
公募型プロポーザル実施要領



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SHIHORO

令和 7 年10月
士幌町 地域戦略課

1. 背景と目的

本町では、脱炭素社会実現に向け、2022 年 6 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととし、脱炭素へ向けた取組を進めているところである。

本業務は、本町が管理する町有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づき、本町と共同してJ-クレジットの創出・販売に取り組み、ゼロカーボンの達成に資することを目的とする。

この実施要領は、目的達成のため本町の仕様を実現する最良のノウハウ、実績とともに推進体制の主体形成に関与しうる実効性の高さを要するため、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 事業名

士幌町町有林 J-クレジット創出事業

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」による

(3) 事業期間

協定締結後から令和 16 年(2034 年)3月 31 日まで(予定)

3. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、参加表明書の提出日において次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加者の資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

資格要件は、次の①から⑦の要件を全て満たす事業者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に掲げる者でないこと。
- ② 破産法(平成 16 年法律第 75 号)による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生又は再生手続をしていないこと。
- ③ 士幌町暴力団排除条例(平成 25 年条例第4号)に定める暴力団員等、暴力団関係事業者又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ④ 北海道内の地方公共団体との契約に関し、事業期間までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ⑥ 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎及び管理能力を有すること。
- ⑦ J-クレジット制度を熟知し、森林管理プロジェクトの登録申請、J-クレジット認証申請、J-クレジット販売支援等業務を遂行することができる体制を整備していること。

4. 事業者選定の流れ

(1) 候補者の選定

候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、士幌町町有林J-クレジット創出事業公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

(2) 日程

項 目	日 程
告示(町ホームページ掲載開始)	令和 7 年 10 月 20 日(月)
質問書の受付期限	令和 7 年 10 月 20 日(月)から 令和 7 年 10 月 31 日(金)まで
質問書への回答期限	令和 7 年 11 月 5 日(水)
参加表明受付期限	令和 7 年 11 月 7 日(金)
提案書提出期限	令和 7 年 11 月 14 日(金)
プレゼンテーション実施日	令和 7 年 11 月 26 日(水)
審査結果の通知日	プレゼンテーション実施日の翌日以降速やかに
協定前打合せ・協定締結	令和 7 年 11 月下旬

(3) 質問

① 質問方法

電子メールで担当部署宛に提出すること。

件名を「【質問書】士幌町町有林J-クレジット創出事業(企業名)」とすること。

② 質問受付期間

令和 7 年 10 月 31 日(金)午後5時15分受信分まで

③ 送信先

士幌町役場地域戦略課ゼロカーボン推進係 宛て

E-Mail:zero-carbon0603@shihoro.jp

④ 質問への回答

随時、電子メールで回答する。

なお、提案書等に関する質問は、士幌町ホームページに回答を掲載(企業名は公表しない)し、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。

本件の趣旨から離れている質問への回答はしない。

5. 参加表明書及び提案書の提出について

参加事業者または参加事業者の構成員は、以下のア～キについて電子データを提出すること。

(1) 参加表明書

① 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

→国税納税証明書及び法人市町村民税納税証明書(過去1年分)

※発行から3ヶ月以内のもの(コピー可)

ウ 会社概要書(様式3)

→決算書または財務諸表(直近1年間分)を添付すること

エ 業務実施体制(様式3-1)

オ 業務実績報告書(様式4)

② 提出期限

令和7年11月7日(金)まで

(2) 提案書

① 提出書類(任意様式)

カ 企画提案書(様式5)

- ・業務の実施方針
- ・土幌町町有林J-クレジット創出事業に関する提案
- ・事業工程表(スケジュール)

キ 全体収支計画

※任意様式とするが、プロジェクト登録に係る費用・モニタリング費用・販売収益・手数料の見込み等を一覧表にまとめて提案すること。

② 提出期限

令和7年11月14日(金)まで

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。

件名を「【提案書】土幌町町有林J-クレジット創出事業(企業名)」とすること。

(4) 送信先

土幌町役場地域戦略課ゼロカーボン推進係 宛て

E-Mail: zero-carbon0603@shihoro.jp

(5) 参加表明書等についての留意事項

① 参加表明書等は1者1提案

② 参加表明書等を受け付けた後の追加および修正は認めない。

③ 提出後に次の事項に該当するときは無効となる場合がある。

- ・虚偽の内容が参加表明書等に記載されているもの。
- ・参加表明書等の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。
- ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

④ 参加表明書等に要する費用(書類の作成に要する費用、旅費など)は参加者の負担とする。

⑤ 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託について、あらかじめ本町の承諾を得た場合はこの限りではない。

⑥ 参加を辞退する場合

参加表明後、参加を辞退することとなった場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

6. 選考方法

(1) 審査基準

参加事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において次に掲げる審査項目毎に評価点数を付ける。評価点数の合計値が最高点であ

る事業者を受託候補者とし、次点候補者も決定する。ただし、評価点数の合計値が全体の6割を満たし、本事業を実施し得る能力を満たすと審査委員会で判断した場合に限る。

審査項目	審査事項	全体に占める割合
業務遂行能力	経営基盤	10/100
	業務実施体制	5/100
	業務実績	10/100
提案内容	業務への理解度	15/100
	提案内容に対する具体性、妥当性	20/100
	収益率	20/100
	スケジュール	5/100
	地域貢献・独自提案	10/100
プレゼン・ヒアリング	説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力	5/100

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 審査委員会において、提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
→ただし、企画提案者の数が4者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね4者程度とする。
- ② プレゼンテーションの日程は、11月26日(水)を予定とする。全てオンラインでのプレゼンテーションとし、本町が準備するオンライン会議システム(ZOOM)を使用する。日時については、参加事業者へ電子メール等で通知する。
- ③ プレゼンテーションの方法は、審査委員に対して提案説明(20分以内)、審査委員から提案者へのヒアリング(20分程度)を参加事業者ごとに行う。

(3) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに参加事業者全員に通知する。また、町ホームページにて、受託候補者及び次点候補者名を発表する。

審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

7. 協定締結

協定は、受託候補者と協議し、協定に係る仕様を確定させる。協議の結果、協定に至らなかったときは、審査において次点候補者となったものと、協議を行う。